

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会 法人後見業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する法人後見業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において法人後見業務とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で意思決定が困難な高齢者や障がい者等の福祉の増進を図るため、本会が成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下「被後見人等」という。）の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護することをいう。

(対象者)

第3条 本会が後見人等となる場合の被後見人等は、岡崎市内に在住する者とし、次の各号のいずれかに該当する理由により他に適切な後見人等を得られない者とする。

- (1) 岡崎市長が成年後見等開始の審判を申し立てた場合
- (2) 資力、財産等の理由により、後見人等の報酬を継続的に支払うことが困難と想定される場合
- (3) 適切な後見人等候補者が見つからない場合

2 前項の規定にかかわらず、岡崎市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が、本会が後見人等になることが特に必要であると認める場合とする。

(法人後見審査会)

第4条 本会は、岡崎市成年後見支援センター設置及び運営に関する規程第7条に基づき、岡崎市成年後見支援センター法人後見審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会委員は委員10名以内をもって組織する。
- 3 審査会委員は会長が委嘱する。
- 4 審査会委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に委員長1人を置く。ただし、委員長が不測の事態により、委員長の職務を遂行できない時は、委員長代理を委員の互選により定める。
- 6 委員長は、岡崎市社会福祉協議会事務局長をもって充てる。
- 7 委員長は、審査会の会務を総理する。

- 8 審査会は、法人後見業務に関する次の事項について審議するものとする。
- (1) 後見人等の受任の適否に関すること。
 - (2) 本人の判断能力が変動した場合の後見等申し立ての承認に関すること。
 - (3) 後見人等の辞任許可申し立ての承認に関すること。
 - (4) 被後見人等の支援方針、処遇に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法人後見業務に関する重要な事項の検討に関すること。

(審査会の会議)

第5条 会議は、委員長が召集し、会議の議長を務める。

- 2 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決すところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議の運営について必要な事項は、会議に諮り、委員長が定める。

(委員の除斥)

第6条 審査会の委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができない。ただし、審査会の同意があった時は、会議に出席し、発言することができる。

(後見人等の受任)

第7条 本会は、審査会で後見人等の受任対象者として承認が得られた者について、家庭裁判所が本会を後見人等として選任するときは、特別な事情がない限りこれを受任するものとする。

(財産管理の考慮事項)

第8条 本会は、成年被後見人等の財産を管理するにあたっては、専ら成年被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(訪問)

第9条 本会は、法人後見業務を行うため、被後見人等の居所を訪問し、安否の確認を行うとともに、心身の状態および生活の状況の把握に努めるものとする。

(財産目録の調製等)

第10条 法人後見人等に就任したときは、速やかに財産調査を行い、財産目録を調製するとともに、財産管理計画及び身上監護計画を策定するものとする。

(財産の保管)

第11条 被後見人等の財産のうち、重要な動産類及び権利証等の重要書類は、原則として本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次に掲げるものは本会の事務所に備える耐火性の保管庫に保管することができる。

- (1) 現金
- (2) 預貯金通帳（日常的に使用するものに限る。）
- (3) 金融機関届出印
- (4) その他、前各号に準ずると本会が認めるもの

(費用)

第12条 法人後見業務に要する費用は、被後見人等の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は、やむを得ない事情により本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、被後見人等に対し、これを求償することができるものとする。

(台帳の整備)

第13条 本会は、法人後見業務の処理の状況を記録するため、被後見人等について個人ごとに台帳を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する台帳の保存期間については、最後に記入したときから起算して5年間とする。

(従事職員の指定)

第14条 本会は、福祉に関して専門の知識又は経験を有する職員の中から、法人後見業務に従事する職員を指定する。

(類型の移行の申し立て)

第15条 本会は、第4条第8項第2号の審査会の承認を得て、必要な類型への審判を家庭裁判所に申し立てるものとする。

(報酬付与の申し立て)

第16条 本会は、法人後見業務の報酬について、被後見人等の財産の状況に応じて、家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立てることができるものとする。

(辞任)

第17条 本会は、被後見人等が岡崎市以外に転出し、又はその他の特別な事情により法人後見業務を継続して行うことが困難になった時は、審査会の承認を得て、家庭裁判所に後見人等の辞任を申し立てるものとする。この場合において、当該被後見人等について必要があると認められた時は、当該被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に後見人等の選任を申し立てることができるものとする。

(法人後見業務の終了)

第18条 本会は、被後見人等が次のいずれかの事情に該当する場合は、法人後見業務を終了するものとする。

- (1) 被後見人等が死亡した時、ただし、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」に規定する成年後見人に与えられる権限に係る事務は除く
- (2) 後見等開始の審判が取り消された時
- (3) 本会が適切な法人後見業務の遂行に支障があると判断し、審査会の了承を得て、後見人等の辞任許可申し立てを行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされた時
- (4) 本会が法人組織を解散した時

(財産の引き渡し)

第19条 本会は、法人後見業務に係る保管財産の引き渡しについては、民法の規定に従うほか、家庭裁判所の指示に従うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 第4条に掲げる委員の任期については、初年度当初は平成29年7月1日から平成30年3月31日までとする。